

I 研究主題

「自他の大切さを認め合い、明るく前向きに行動できる児童の育成」

（１年次）－全教育活動における人権尊重を基軸とした実践を通して－

（２・３年次）－「他者とのかかわり」に視点を当てて－

II 主題設定の理由

「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の規準」として、１９４８年（昭和２３年）に国連総会において世界人権宣言が採択されて６０年が経過した。その後も人権に関する様々な条約が採択されている。最近では、全世界における人権保障のためには、人権教育の充実が不可欠であるとして、「人権教育のための国連１０年（１９９５～２００４年）」が実施された。これを受け我が国も１９９７年に「国内行動計画」を策定し、様々な施策を講じてきている。これらに連携させるべく群馬県でも２０００年に「群馬県行動計画」を策定し、人権教育・啓発活動を推進してきたが、人権問題の多様化・複雑化をはじめ、社会経済情勢等の変化に伴い新たな人権課題が生じてきている。それらを解消すべく、２００５年度以降の新たな計画として、「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」を策定し、様々な人権問題に対する正しい理解・認識を一層深め、偏見や差別のない明るい地域社会を築こうとしているところである。

本校は、平成１５、１６年度の２か年にわたり、文部科学省より「学力向上フロンティアスクール」の指定を受けたことを契機に、算数科を中心にきめ細かな指導の工夫を行うことを校内研修の中心に据え、研究と実践を積んできた。その成果として、以前に比べて、児童に「確かな学力」を身に付けさせることができた。そして、平成１７年度には、国語科を中核として様々な場面で、意図的・計画的に「書く活動」を取り入れることを通して、児童一人一人の「表現力＝書く力」を高めるための実践を積んだ。その結果、児童は意欲的に文章を書くようになってとともに文章表現力を身に付けつつあり、「確かな学力」をさらに高めてきているものと考ええる。また、平成１５～１７年度の３か年、県及び市より社会福祉協力校として指定され、各学年及び全校で様々な福祉活動を実践することで、児童には福祉の心が身に付きつつある状況である。

しかし、児童の実態をさらに細かく観察してみると、「論理的な思考力や物事の判断力に欠けている児童が見受けられる。」「コミュニケーション能力が低かったり思いやりの気持ちが欠けていたりするため、子ども同士のトラブルが起きることがある。」「『自分達の力』で集団を高めようとする意識が低い。」「精神的に幼く、自己中心的に物事を判断してしまう児童が多い。」「異学年での交流が少ない。」などの問題点があることが浮かび上がってきた。これらの問題点を解消し、子ども達一人一人に、「確かな学力」や「豊かな人間性」などをさらに身に付けさせることが、本校の重要課題である。

そんな折、本校を含む地域が一昨年度より３か年、文部科学省より「人権教育総合推進地域」として指定された。前述した社会における今日的な要請及び本校における児童の実態等に鑑みると、この指定をよい契機として、本校において人権教育の充実を図っていくことは大変有意義であると考え、一昨年度から校内研修の中心に据え研究と実践を進めていくこととした。

その際に、「人権教育の指導方法等の在り方について」[第二次とりまとめ]で示されている人権教育の目標である「一人一人の児童が発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解するとともに、『自分の大切さや他の人の大切さを認めること』ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な行動に表れるようにする」ことを常に念頭におき、実践していくことを心がけるようにした。そして、一人一人の人間の崇高さやこの地球上に存在していることの重みを、児童一人一人に肌で感じ取らせていきたいと考えた。そのために、人権教育に関わる知的理解を推進するための教育課程を体系的に整備していくとともに、学校教育活動全体において人権感覚を育成するための環境（潤いのある人間関係、温かい雰囲気など）を作り上げていくことを共通理解した。そのような実践を積み上げ、様々な学習や体験をさせていく中で、一人一人の児童は毎日を明るく爽やかな気持ちで生活し、互いに助け合う前向きな生き方をしていけるようになるものと考えた。

2年間の実践により、次のような成果が上がった。

- 職員の共通理解や児童の実態把握が深まり、各種計画（全体計画や年間指導計画等）も改善し、人権教育をより推進することができた。
- 全教育活動において「常時指導」「間接的指導」「直接的指導」が構造的に指導できるとともに、「他者とのかかわり」を意識した手立てを講ずることができるようになってきた。
- 教師一人一人の授業力や生徒指導力が高まり、児童の実態に合わせた授業づくりや学級経営ができるようになってきている。
- 児童一人一人の自尊感情や他者肯定感が高まってきている。
- 児童一人一人が学習や生活に対する意欲を高めるとともに、他者に対する温かい思いやりの気持ちを身に付けてきている。
- 人権スローガン「自分も大切、相手も大切、みんな大切！」に基づいて、学校・家庭・地域が一つになって様々な活動に取り組めるようになってきている。
- 人権だより「トライアングル」の地域への回覧、小中連携や地域連携を図った挨拶運動の実践等により、校種間及び地域との結びつきが強まってきている。

以上のような成果を踏まえながら、3年目の今年度は、以下のような課題に向けて実践することが必要とされている状況である。

- 今年度は文科省からの指定が最終年度となるので、全教育活動において、他者とのかかわりをより意識しながら充実した実践を行い、研究のまとめをしていく。
- 子どもを取り巻く言語環境を今まで以上に整えることを意識し、児童のコミュニケーション能力を向上させる手だてをさらに講じていく。
- 人権に係わる掲示物の工夫やトイレ等の施設の改修などの環境整備をさらに工夫していく。
- 子ども達に人権意識が芽生えてきているが、家庭と連携しながら、さらに「思いやりの心」や「広い心」を培っていく。
- Web ページによる発信を多くしていく。
- 人権講演会や人権主張大会の開催、人権だより「トライアングル」の発行などにより、家庭や地域、他校との連携が強まってきているが、さらに強める工夫をし、児童のため

の効果的な実践体制を築いていく。

上記の課題を解決していくためには、1、2年目と同様に、全教育活動において人権尊重を基軸とした実践を継続していくことが必要であるが、その際に、昨年度と同様に特に「他者とのかかわり」を意識した実践を積み重ねることが重要であると考えた。

また、昨年度より2か年、藤岡市から「人権教育実践推進校」にも指定された。上記の実践を重ねることがそのまま本指定の責務を果たすことにつながるものとする。

以上のような理由から、本主題を設定した

なお、研究主題の文言については、以下のようにとらえている。

◎「自他の大切さを認め合う」とは・・・

人は、全ての人が崇高で尊重されるべき存在である。そのことを感じ取り、自分自身を大切に思う感情を抱くとともに、他の人に対しても同様に大切に思う感情を持つこと。そして、そういった互いの思いが、上手く重なり合い、温かい雰囲気を出し出すこと。

◎「明るく前向きに行動できる」とは・・・

日々の生活の中で、一点の曇りもない快晴のような爽やかな心で、自分自身を磨いたり、周りの人たちへ思いやりのある行動をしたりできること。

◎「他者とのかかわり」とは・・・

他者とは、友達、先生、上級生、下級生、同級生、大人、異性、お年寄り、障害のある方、外国籍の方、感染症患者、電子メール等インターネットを媒介とした相手、ひいては、動物、環境など様々な場合が想定できるが、それぞれに対して、上記のような児童像に近づけるために意図的・計画的に設定したかかわりのこと。

III 研究のねらい

全教育活動において、「他者とのかかわり」に視点を当てて、人権尊重を基軸とした実践をすることによって、児童一人一人が自他の大切さを認め合い、明るく前向きに行動できるようになることを研究と実践を通して明らかにする。

IV 研究の見通し

- ①全教育活動における「常時指導」「間接的指導」「直接的指導」の内容を洗い出し、有機的に関連させることにより、全教師の共通理解を図りながら、構造的指導を実践することができるであろう。
- ②人権尊重の精神に基づいた「他者とのかかわり」に視点を当てて各教科・領域等において指導実践を積むことで、一人一人の児童に、「自他の大切さを認め合い、明るく前向きに行動できる」人権意識を高められるであろう。
- ③家庭・地域との連携や校種間の連携を図った実践を積むことで、よりきめ細かく系統立った指導が可能になり、一人一人の児童により高い人権意識を身に付けさせることができるであろう。